

同窓会理事会運営規程

第1条 この規程は、京都産業大学同窓会規約第14条第3項に基づき、理事会の運営に関する事項を定める。

第2条 理事会は、会長・副会長・専務理事・常任理事および理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長とする。会長に事故ある時は副会長（以下同じ）が、これにあたる。

第3条 理事会は年3回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、緊急の必要あるとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して、理事会の招集を要求されたときは要求のあった日から20日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

第4条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席により成立するものとする。

2 書面によりあらかじめその議事に対する意思を表明した者、および書面により他の理事を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

第5条 理事会の議事は出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6条 理事会の職務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 資産管理に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 事業計画および事業報告に関する事項
- (4) 評議員会の招集に関する事項
- (5) 会員総会に付議すべき事項
- (6) その他会務の執行に関する事項

第7条 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

第8条 理事会の議事録は、本会事務局が作成し、会長の指名した理事2名が署名

押印のうえ、事務局に保管するものとする。

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て行なうことができる。

附 則

この規程は、昭和55年11月3日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年10月4日から適用する。